

平成24年4月

筑後市 総務部 市長公室

筑後市法令遵守の推進等に関する条例の施行について

【市の委託事業等に従事する方々へ】

市では、真に市民に信頼される市政を確立するため、筑後市法令遵守の推進等に関する条例を平成24年4月1日から施行しました。

この条例に定める「公益目的通報制度」は、市から受託した事業等に従事する方々も対象としていることから、その概要についてお知らせします。

1 筑後市公益目的通報制度の対象となる職員等(条例第2条)

①市職員

②市と契約を締結した事業者が、その契約に基づき行う事業に従事する者

(例：市道改良工事に従事する者、中学校給食調理に従事する者など)

③指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事する者

(例：サザンクス筑後や窓ヶ原体育館などの管理業務に従事する者)

2 公益目的通報制度とは

市の事業において法令違反等の不正行為があった場合、これらを知った職員等が定められた窓口に通報することです。条例では、以下のような仕組みを定めています。

- ・職員等は、公益目的通報の必要があると認めるときは、通報しなければならない。

(条例第8条第1項)

- ・通報の処理は、弁護士等からなる外部委員会が中心となって行う。(条例第9条)

- ・通報者が特定される情報は、徹底的に保護する。(条例第9条)

- ・市長等は外部委員会の意見を踏まえ、不正行為の是正・再発防止等の措置をとらなければならない。(条例第12条)

- ・任命権者及び職員等は、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。(条例第13条第1項)

※詳しくは、マニュアル(4月末までに市のホームページに掲載)をご覧ください。
市長公室までお尋ねください。

3 通報の窓口は

弁護士等の外部委員からなる筑後市法令遵守推進委員会と、庁内組織の筑後市法令遵守推進会議の双方に通報窓口を設置します。連絡先等については、マニュアルに記載します。

市では今後、この条例を基に、これまで以上に公平かつ公正な市政運営に取り組んでいきますので、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

筑後市 総務部市長公室 人事秘書係（担当 角）

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

TEL 0942-65-7009(直通) FAX 0942-52-5928